

共同企業体制度について

検討の必要性

活用の実態

【特定JV】

大規模工事におけるリスク分散等の制度趣旨に対し、一部の発注者では、小規模工事での活用等が行われている。

一部の発注者では、予備指名(JVの構成員となり得る者を予め指名)が行われている。

【経常JV】

継続的協業関係確保による経営力・施工力強化という制度趣旨に対し、受注機会確保・地元企業育成のための制度との認識が強い。

問題意識

公共工事の品質確保促進に当たって、適切な競争環境や効率的な施工体制を確保していく必要があるのではないか。

入札契約の一層の透明性向上が求められる中で、JV制度もより透明性の高い運用が求められるのではないか。

供給過剰構造の是正に当たって、企業合併等のより効果的な促進策が求められているのではないか。

検討に当たっての論点

特定JV

JV結成の話し合いの過程で談合が行われる恐れがあるとの指摘について、どのように考えるか。

不良・不適格業者の温床となっている可能性があるとの指摘について、どのように考えるか。

地元業者の受注機会確保の観点から、どのように考えるか。

特定JVの存在意義(リスクの分散、難度の高い工事における技術力の結集、地元業者への技術移転等)を、現時点において改めて整理すべきではないか。

予備指名、混合入札等、JV制度の運用を改めて整理すべきではないか。

経常JV

「経営力・施工力の強化」の効果について、どのように考えるか。

企業合併へのステップとしての機能を、どのように評価するか。

中小企業者の受注機会確保の観点(官公需法)から、どのように考えるか。

共同企業体運用準則の概要

	特定 JV	経常 JV
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工事の施工を目的に工事毎に結成 ・ 工事請負契約履行後○か月後に解散(通常は3か月程度)。受注できなかった場合も解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・中堅建設業者が継続的協業関係を確保し、経営力・施工力を強化するため経常的に結成 ・ 標準協定書では存続期間は1年。構成員全員の同意により延長可能
目 的	大規模かつ高難度工事の安定的施工	優良な中小・中堅建設業者の振興(注1)
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模かつ技術的難度の高い工事(典型工事) ・ (典型工事以外で)規模、性格等に照らし、JV 施工が必要と認められる一定規模以上の工事 →土木、建築工事は少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、当該発注機関の発注標準の最上位等級工事のうち相当規模以上の工事。他の工種もこれに準じる →実験型工事、研究開発型工事 	単体企業に準じて扱う(当該JVが格付けされた等級の工事) ※異なる等級の組合せの場合は、上位等級構成員の等級発注工事価額以上 ※技術者を適正配置し得る規模を確保
構成員数	2～3社	2～3社程度
組 合 せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「最上位等級のみ」 or 「最上位等級及び第二位等級に属する者」 ・ 施工技術上特段の必要性がある場合に限り、第三位等級も可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「同一等級」 or 「直近等級に属する者」 ・ 個別審査により直近二等級までの組合せも可
資 格	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 ※各発注機関において必要に応じ追加可	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 ※各発注機関において必要に応じ追加可
結成方法	自主結成(注2)	自主結成
出資比率	2社の場合30%、3社の場合20%	2社の場合30%、3社の場合20%
代 表 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工能力の大きい者(異なる等級の組合せの場合は上位等級者) ・ 出資比率は構成員中最大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員において決定された者 ・ 出資比率は構成員間で自主的に決定
混合入札 (注3)	平成6年から可能	(元々単体企業に準じて扱われている)
加 点 調 整	なし	(平成9年から)競争参加資格審査時に客観点数、主観点数のそれぞれ10%プラス可

(注1) 平成9年、「協業化の第一段階」として活用促進することとし、対象企業の範囲を中堅建設業者にまで拡大。

- ・ 中小建設業者＝資本金3億円以下 or 常雇300人以下
- ・ 中堅建設業者＝資本金20億円以下 or 常雇1,500人以下

(注2) 平成6年までは自主結成を基本としつつも予備指名(発注者がJVの構成員となり得る建設業者を予め必要数指名すること)も容認

(注3) 当該工事の施工能力を有する単体企業の入札も認めること(単体企業と特定JVとによる競争)

共同企業体制度の運用状況

(平 17.8 実態調査から)

特定 JV	経常 JV
○57%の発注者で制度導入、16 年度発注実績「あり」35% (国：82%、都道府県：98%、市区町村：32%)	○30%の発注者が制度導入、16 年度発注実績「あり」13% (国：77%、都道府県：57%、市区町村：11%)
○発注理由 「大規模・高難度工事」 83% 「地元企業の育成」 62% 「受注機会の拡大」 31%	○発注理由 「経営力・施工力の強化」 56% 「地元企業の育成」 46% 「受注機会の拡大」 34% 「企業合併の促進」 6%
○都道府県の 36%、市区町村の 31%が構成員に一定の地域要件を設定	○結成理由 「受注機会の確保」 76% 「技術力の強化」 46% 「合併可能性も検討」 0.4%
○対象工事の下限を「5 億円以上」とする発注者が 23%、「2 億円未満」とする発注者が 45%	○経常 JV から組合設立、合併に至った経験「あり」とする企業は 1.5%
○結成を義務付けている発注者は 17% (国：33%、地方公共団体：16%)	
○混合入札を実施している発注者は 18% (国：83%、地方公共団体：17%)	
○33%の企業が予備指名を経験	
○施工の効率性を不満とする企業は 10%、その理由の 72%が「単体施工可能」	

日本の JV 制度の変遷

はじめに

- 20 世紀に入り、かつてない大規模な建設工事の需要が生じたが、その施工に当たって莫大な資金とリスク分散が要請され、JV が脚光を浴びるようになった。

有名な事例は 1930 年のアメリカ・フーバーダム建設工事で、総工費約 5000 万ドルは国内大手といえども 1 社では大きすぎ、5 社 JV で施工した。また、500 万ドルの契約保証金の負担軽減が結成理由の一つとされている。

- 日本最初の JV 施工は昭和 25 年の沖縄の米軍基地工事とされている。(米 1 社+日 3 社)

昭和 26 年 9 月

- JV を、①融資力の増大 ②危険分散 ③技術の拡充・強化 ④経験の増大 等のメリットがある、アメリカで非常に発達している制度として紹介し、普及を図る旨の通達を发出。
※紹介されたのは一発型 JV (現在の特定 JV)

【背景】

- 急増する建設投資を円滑に消化するため、建設業者の施工能力向上が急務であった。

昭和 28 年 3 月

- 比較的大規模工事、技術的に困難な工事の円滑施工、中小企業振興を目的に一発型 JV の活用を図ることとし、実施要領、協定書を提示。
※構成員数、出資割合等の具体的定めはない。

【背景】

- 電源開発等大規模工事や技術的に困難な工事が発注されるようになった反面、当時の大手建設業者の施工経験は必ずしも十分でなかった。また、当時から JV を中小企業振興の有効な方法と考えていた。

昭和 37 年 11 月

- 中小建設業者による共同施工を通じて施工能力増大を図り、相応する工事の受注機会付与を目的に、**通年型 JV** (現在の経常 JV) の活用を図ることとし、実施要領、資格審査要領、協定書等を提示。
※構成員数、出資割合等の具体的定めはない。
※「結合の強弱、適否を勘案し、客観点数と主観点数の合計数値につき概ね 20% の範囲内で調整可能」とされた。(実際はほとんど運用されず)
- 「単なる共同請負から協同組合化へ、さらには企業合同の方向へ馴致する」との認識を示す。

【背景】

- 高度経済成長に伴い建設投資量も飛躍的に増大し、工事の大型化、高度化の傾向が強まってきたところ、工事の円滑な施工のためには次の方策が必要とされた。
 - ① 工事規模、工期、発注時期の適正化等に配慮
 - ② 大手との格差が目立ってきた中小建設業者の施工能力を向上

この時点で、中小企業振興を目的とする JV が 2 種類用意されることとなった。

昭和41年5月

- 行き過ぎと思われるJVの運用について指導通達を发出。
 - ・ 構成員はおおむね5社以内
 - ・ JVの格付が構成員各個の格付より昇格するような組合せ
 - ・ 受注機会の方便とみられるJVは指名停止 等
- 大手+中小の一発型JVを「技術、資材、労務等を提供し合うことにより円滑な施工が期待される場合等」には容認。
- 「JV制度活用により中小建設業が企業合同に進み、過当競争が排除されるのが望ましい」との認識を示す。

【背景】

- 昭和41年6月には「官公需法」が制定され、中小建設業者の受注機会の増大が一層強く求められるようになり、JVはその一方策として推進が図られた。しかし、中小同士のJVは全体的に少なく、公団発注の大規模工事に向けた大手同士のJVが盛んであった。

昭和52年11月

- JVが構成員相互の信頼と協調に基づき円滑・適切に共同施工を行い得るよう、公共発注機関に対し構成員、出資の割合等についての的確に指導されたい旨の通達を发出。

【背景】

- 昭和48年のオイルショック以降、建設投資も頭打ちとなり、それに伴いJVによる施工が激増することとなった。以前は比較的懇意な企業同士が無理のないJVを結成し施工していたが、厳しい受注競争の中で
 - ・ 大手+地元中小のJVが増加
 - ・ 大手同士のJVが従来より比較的小規模な工事でも活用など、構成員数の多さ、施工能力の格差等に起因する弊害が顕著になってきた。
- 昭和52年7月の中建審建議「建設業振興の基本方策」の中で、「JVの合理的な運用の推進」が求められた。

昭和62年8月

- 中建審において、JV活用の基本方針を示すとともに、適正な活用を図るために各発注機関が「運用基準」を定めるに当たって準拠すべき「運用準則」を策定。

【背景】

- ほとんどの公共発注機関がJVを採用し、公共工事発注総額の約3割をJVが受注するようになっている一方、発注機関側のJV活用の目的、方法が多様化し、行き過ぎともみられる活用も一部見られ、また、JV側でも円滑な運営に支障が生じている等、様々な弊害が指摘されるようになった。
 - ・ 単独施工が効率的と考えられる小規模工事等までJVに発注する。
 - ・ 円滑な運営確保が困難と認められるようなJV(構成員が多い、技術力・経営力の格差が大きすぎる 等)に発注する。
 - ・ 十分な施工能力を有していない業者が構成員となっているJVに発注する。
 - ・ 全構成員に適正な出資比率が確保されていない。
 - ・ 運営上のトラブルが生じる場合が少なくない。
 - ・ 安全管理体制、瑕疵が生じた場合の責任体制に問題が生じやすい。

本建議により、JVの形態、目的等が「特定JV」「経常JV」の2種類で明確に整理された。

〔一発型→特定JV〕

工事規模、性格等に照らしJV施工が必要と認められる場合※に工事毎に結成

※例えば、大規模・高難度工事の施工に際し技術力等を結集することにより安定的施工を確保する場合

〔通年型→経常JV〕

中小建設業者が継続的協業関係を確保することにより経営力・施工力を強化する目的で結成

平成6年3月

○ 中建審において、「運用準則」中特定JVに係る部分の改正を建議

- ・単体企業との混合入札を容認
- ・対象工事の引上げ(2~3億円程度→5億円程度)
- ・構成員数の抑制(例外的措置として5社まで→2~3社)
- ・構成員の組合せの制限(第3位等級を認める場合を「施工技術上特段の必要ある場合」に厳格化)
- ・予備指名制度を廃止し、自主結成とする

【背景】

○ 昭和62年の「運用準則」策定後も

- ・受注機会の配分と誤解を招くようなJVがかなり存在
- ・構成員の規模の格差が大きく効果的な共同施工の確保が困難で、施工の効率性を阻害
- ・予備指名制度が談合を誘発

等の指摘がされてきた。

そこで、平成5年12月の中建審建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の中でJV制度について改善策が提案された。その内容を踏まえた改正である。

平成10年2月

○ 中建審において、中堅建設業者※が経常JVを結成できるように「運用準則」の改正を建議

※資本金20億円以下又は常雇従業員1,500人以下の会社、個人

【背景】

○ 同日の中建審建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」の中で、厳しい市場環境の中で公共工事への依存度の高い中小・中堅建設業者が生き残るには、企業連携・協業化等により経営力・技術力を強化する必要があるとの認識の下、経常JVを「第一段階として現実的に有効な方策」として、活用促進策を検討する必要があると指摘された。

また、「今後、事業活動や施工体制の合理化のための協業の一形態として積極的な位置付けを与える」ことにより、「企業統合と同様の効果が期待できる」としている。

○ 「メリットが小さいと言われてきた合併についても視野に入れて検討する必要」とも指摘している。

※ 本改正内容は前年6月に中間報告されたため、同年8月に通達により前倒し導入。その際に、「適切な施工力を備え、かつ、継続的協業関係が確保されている経常JV」には、入札参加資格審査時に客観点数・主観点数をそれぞれ10%プラスできる措置も併せて通知。